

新型インフルエンザ専門家会議設置要綱

1. 目的

近年、東南アジア等において、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染し、死亡例が報告され、昨今では、ヨーロッパで高病原性鳥インフルエンザの発生が報告されるなど、その拡大が見られる状況であり、突然変異によるヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザの発生の危険性が高まっている。

このため、WHO世界インフルエンザ事前対策計画(平成 17 年 5 月)に準じて、迅速かつ確実な対策を講ずるものとし、政府においては、「新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17年 11 月に策定したところである。

今後、新型インフルエンザ行動計画に基づく対策に関する専門的技術的事項について調査審議するため、新型インフルエンザ専門家会議(以下「会議」という。)を設置する。

2. 会議の所掌事務

- (1) 新型インフルエンザ出現時の専門的技術的事項(サーベイランス、予防と封じ込め、医療、情報提供・共有その他の専門的事項)について調査審議すること。
- (2) その他新型インフルエンザ出現時の対策について意見を述べること。

3. 組織

- (1) 会議は、新型インフルエンザ対策推進本部幹事会・幹事長である健康局長の下に設置する。
- (2) 委員は、新型インフルエンザに関し学識経験のある者のうちから、健康局長が委嘱する。

4. 委員の任期等

- (1) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 委員は、再任されることができる。

5. その他

- (1) 会議は、厚生労働省健康局長が議題に関連する委員を招集し、開催する。
- (2) 会議の庶務は、大臣官房厚生科学課の協力を得て、健康局結核感染症課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、別途定めることとする。

附則

この要綱は、平成17年12月27日より施行する。

「新型インフルエンザ専門家会議」
委員リスト

サーベイランス部門

大日 康史 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
神谷 信行 東京都健康安全研究センター疫学情報室主任研究員
川名 明彦 国立国際医療センター特別疾病制圧班医長
○谷口 清州 国立感染症研究所感染症情報センター第一室長
藤本 眞一 神奈川県秦野保健所長
内田 健夫 日本医師会常任理事

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 地域保健室、労働衛生課]

予防と封じ込め部門

公衆衛生対策（検疫を含む）

石塚 紀元 成田空港検疫所検疫課長
○岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
角野 文彦 滋賀県長浜保健所長(全国保健所長会・会長)
相楽 裕子 横浜市立市民病院感染症部長
田中 毅 福岡検疫所検疫課長
中島 一敏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 地域保健室、食品安全部企画情報課]

ワクチン及び抗ウイルス薬

泉 陽子 茨城県保健福祉部医監兼次長
庵原 俊昭 国立病院機構三重病院長
岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
小田切孝人 国立感染症研究所ウイルス第三部第一室長
○田代 眞人 国立感染症研究所ウイルス第三部長
田中 政宏 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
多屋 馨子 国立感染症研究所感染症情報センター第三室長
永井 英明 国立病院機構東京病院呼吸器科医長

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 研究開発振興課、国立病院課、血液対策課、審査管理課]

医療部門

上野 久美 国立感染症研究所感染症情報センター研究官
大久保 憲 東京医療保健大学医療情報学科感染制御学教授
○川名 明彦 国立国際医療センター国際疾病センター特別疾病制圧班医長
中村 健二 埼玉県保健医療部長(全国衛生部長会・副会長)
林 茂樹 独立行政法人国立病院機構災害医療センター副院長
森兼 啓太 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
飯沼 雅朗 日本医師会常任理事

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 指導課、経済課、国立病院課]

情報提供・共有

岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長
田崎 陽典 株式会社電通パブリックリレーションズ
コーポレート・コミュニケーション・コンサルティング室
前田 秀雄 東京都健康安全研究センター所長
○丸井 英二 順天堂大学医学部教授
安井 良則 国立感染症研究所感染症情報センター主任研究官
吉川 筆子 慶應義塾大学商学部助教授

[事務局 結核感染症課]

[関係課室 広報室]

新型インフルエンザ専門家会議 運営規程

新型インフルエンザ専門家会議設置要綱の「5.(3)」の規定に基づき、本規程を定める。

- 1 新型インフルエンザ専門家会議(以下「会議」という。)に議長を置き、健康局長が選任する。議長は、会議を代表し、会務を統括する。議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。
- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

附 則

この規程は、平成18年4月20日より施行する。